

議案第20号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2 月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.13」を「100分の6.28」に、「100分の54」を「100分の56」に改め、同条第2号中「3万1,200円」を「3万円」に、「100分の46」を「100分の44」に改める。

第15条の12第1号中「100分の1.96」を「100分の2.23」に、「100分の57」を「100分の55」に改め、同条第2号中「8,700円」を「1万200円」に、「100分の43」を「100分の45」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.55」を「100分の1.60」に、「100分の50」を「100分の48」に改め、同条第2号中「1万3,200円」を「1万4,100円」に、「100分の50」を「100分の52」に改める。

第18条の2第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第19条の2第1号ア中「2万1,840円」を「2万1,000円」に改め、同号イ中「6,090円」を「7,140円」に改め、同号ウ中「9,240円」を「9,870円」に改め、同条第2号ア中「1万5,600円」を「1万5,000円」に改め、同号イ中「4,350円」を「5,100円」に改め、同号ウ中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第3号ア中「6,240円」を「6,000円」に改め、同号イ中「1,740円」を「2,040円」に改め、同号ウ中「2,640円」を「2,820円」に改める。

第24条第1項第2号イ(オ)中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。